

不正防止計画

大学・研究機関としての公共性と社会的責任に鑑み、本学では公的研究費について適切な予算執行体制の構築に努めてきたところである。さらに適切な執行体制をより実効性のあるものとするため、不正防止計画をここに策定し、コンプライアンス体制の計画的な進展と公的研究費に係る全ての構成員の意識啓蒙を図ることとする。

「公的研究費の管理・監査のガイドライン」対応事項	不正の発生する要因／具体的な不正内容	対応計画
機関内の責任体系の明確化<ガイドライン項目>		
コンプライアンス推進責任者の設置	研究者からは管理監督を行う上位権者という位置づけであり、従来の「部局責任者」との差異が捉えにくい。	【今後の取組】 コンプライアンス推進責任者の業務について、事務管理部門も積極的に関わる姿勢を打ち出すことにより、公的研究費に係るコンプライアンス意識向上が求められていることを研究者に認識深化を図る。
コンプライアンス教育の実施	コンプライアンス教育の実施それ自体が目的化され、研究者個人の自覚、認識への浸透にまで至らないリスクがある。	【今後の取組】 口頭による説明のほか、コンプライアンスを実践するためのレジュメ等を個別に渡すことなど、1対1の対応スタイルによる浸透を繰り返すことによりコンプライアンス意識を浸透させる学習効果を実現する。
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備<ガイドライン項目>		
ルールの明確化・統一化	公的研究費の採択経験の少ない研究者を中心に、経費の執行判断に迷うケースが生じ易く、間違った経費執行につながるリスクがある。	【実施状況】 平成25年度より「費目毎の使用方法について」という冊子体に経費執行上の留意点をコンパクトにとりまとめ、研究者に配付・説明を行っている。 【今後の取組】 ガイドラインの改定や現場の経費執行状況を鑑みながら、必要に応じて冊子体の改定を行う。
ルールの明確化・統一化	ガイドラインの拡充、規則の増大に伴い研究者側のルール把握に支障が生じるリスクがある。	【今後の取組】 学内の質問受付窓口を従来の大学運営室に加え、法人運営室でも対応することにより、ルール運用に対する研究者からの質問に随時対応できる体制を整備する。

不正防止計画

「公的研究費の管理・監査のガイドライン」対応事項	不正の発生する要因／具体的な不正内容	対応計画
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備<ガイドライン項目>		
職務権限の明確化	決裁や手順が複数の部署が関わるため、責任の帰属が把握しにくい。	【今後の取組】 平成26年度中に策定する行動規範において、公的研究費の業務に係る部署、研究者の役割と責任を明記する。
関係者の意識向上	公的研究費の獲得が少なかったことにより、公的研究費への関心が低く、現状では説明会を企画しても集まりにくい状況がある。	【実施状況】 現状は機関としての獲得件数が少数であり、冊子配付時や相談受付時の説明でカバーできている。 【今後の取組】 個別対応時の説明の中で啓蒙活動を継続する。競争的資金の今後の獲得・管理件数の増加に伴い、個別説明対応が困難と判断された段階で関係者による全員参加型の説明会方式に切り替える。
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施<ガイドライン項目>		
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	公的研究費の執行事務手続部署（大学運営室）内で手順が完結していたことにより、事務手続上のリスクについて「気づき」の契機となる機会がなかった。	【今後の取組】 公的研究費に係る手続については公的研究費の執行事務手続部署（大学運営室）と防止計画推進部署が連携し、双方の知見を合わせて手続を進めることにより、従来よりも事務手続上の「気づき」を惹起する。
研究費の適正な運営・管理活動<ガイドライン項目>		
予算の執行状況	一部の研究者が計画的な予算執行となっておらず、年度末に執行が偏る傾向がある。	【実施状況】 科研費等の基金化により、研究期間全体の中での予算執行は適正化が図られているが単年度毎の予算執行は時期的な偏りが存在している。 【今後の取組】 研究者に下記の点について、説明の際に啓蒙し、計画的な執行を促す。 ①研究の執行は予算執行と不可分一体であること。 ②年度末に偏った執行は、監査等で疑念が生じ易いこと。

不正防止計画

「公的研究費の管理・監査のガイドライン」対応事項	不正の発生する要因／具体的な不正内容	対応計画
研究費の適正な運営・管理活動<ガイドライン項目>		
不正な取引に関与した取引業者への対応	個別案件毎に状況を鑑み、常務理事会で対応方針を決める体制をとっており、統一的な指針がない。	<p>【今後の取組】</p> 不正な取引に関与した取引業者への統一的な指針を定め、不正関与への阻止や抑制について実効性を担保する。
モニタリングのあり方<ガイドライン項目>		
内部監査	会計帳簿の事後監査中心のため、予見される問題点をモニタリングすることが難しい。	<p>【実施状況】</p> 既に予算執行済となっている前年度分の会計帳簿を対象とした監査を実施している。 <p>【今後の取組】</p> 現在実施している内部監査時に、現在の手続や予見されるリスクについてヒアリングを行うなど、現状想定される問題点も考察する視点も採り入れる。